

手数料納付用紙

大阪 (地方)法務局 支局・出張所 御中

(申請人・請求人の表示)

住所：大阪府大阪市中央区谷町2丁目1番17号

氏名又は名称：亡法務太郎相続財産

(法定代理人の表示)

住所：■■■■■

氏名 亡法務太郎相続財産清算人▲▲▲▲

(その他)

納付金額 800 円

年 月 日

担 当

印紙貼付欄

収入印紙は、割印をしないで、印紙貼付欄に貼り付けてください。

⑰遺言書保管所の名称

請求書を提出する遺言書保管所の名称を記入してください。

⑱申請人・請求人の表示

「申請人・請求人の表示」

住所：遺言者（亡●●●●●）の最後の住所を記入してください。

氏名：亡●●●●●相続財産

「法定代理人の表示」

住所：家庭裁判所の選任審判書に記載された住所を記入してください。

氏名：亡●●●●●相続財産清算人▲▲▲▲

⑲納付金額

必要な通数分（1通につき800円）の手数料の額を記入してください。

⑳印紙貼付欄

必要な収入印紙を貼ってください。

なお、貼付した収入印紙には割印をしないでください。

㉑担当者使用欄

担当者が使用しますので、何も記入しないでください。

【交付請求に必要な書類】

- 1 交付請求書
- 2 家庭裁判所の相続財産清算人の選任審判書（作成後3か月以内のもの）又は家庭裁判所の書記官発行の相続財産清算人証明書（作成後3か月以内のもの）
※なお、家庭裁判所の相続財産清算人の選任審判書又は家庭裁判所の書記官発行の相続財産清算人証明書に、①相続人が不存在であること、②遺言者の死亡年月日、③遺言者の最後の住所の記載がない場合、遺言者の除籍謄本及び住民票の除票の写しが添付必要。
- 3 窓口受取の場合（相続財産清算人本人が窓口に来庁）
・個人番号カードや運転免許証など官公署発行の顔写真付き身分証明書
※なお、相続財産清算人に選任された弁護士又は司法書士が法定代理人として請求する場合、家庭裁判所の選任審判書等に記載された住所が事務所の住所であるときは、**弁護士会又は司法書士会が作成した事務所の住所と個人の住所が併記された証明書を添付。**
※**弁護士会又は司法書士会発行の顔写真付き身分証は利用不可**
- 4 郵送受取の場合
・相続財産清算人の住所氏名を記載した返信用封筒（切手要）

【添付書類の原本還付】

「原本と相違ない」旨及び「相続財産清算人の氏名」を記載した謄本を原本とともに提出した場合には、添付書類の原本還付が可能。